

証券コード 4168
2021年3月12日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー41階
株 式 会 社 ヤ プ リ
代表取締役社長CEO 庵原保文

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、日本政府による緊急事態宣言が発せられ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。このような事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で下記により開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、書面（郵送）又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、本総会当日にご来場されないようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記のご案内に従って、2021年3月29日（月曜日）午後7時までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
ROOM A・B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第8期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件
4. 議決権の行使に関する事項 (1) 書面（郵送）による議決権行使について
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年3月29日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。
(2) インターネットによる議決権行使について
パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否を2021年3月29日（月曜日）午後7時までにご入力ください。なお、行使の方法の詳細につきましては、5頁及び6頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照くださいますようお願い申し上げます。
(3) 議決権の重複行使の取扱いについて
書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

◎書面（郵送）による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

- ・ご来場に際しては、マスクのご持参、ご着用をお願いいたします。
- ・受付において、非接触型体温計で体温チェックをさせていただきます。体温が37.5℃以上の方や、風邪の症状など体調不良と見受けられる方には、会場へのご入場をご遠慮いただき、また、開会後に体調がすぐれないよう見受けられる方につきましては、会場スタッフがお声がけする場合やご退出をお願いする場合がございます。
- ・お土産の配布はございません。
- ・本総会の議事は、時間を短縮して終了させていただく予定でございますので、株主様はご質問を本総会の目的である事項（議題に関するもの）に限定いただくようご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合に限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎今後の状況変化によって、上記の内容を更新する場合にも、以下の当社ウェブサイトにてお知らせしますので、適宜ご確認をお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://yappli.co.jp/ir/>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2021年 3月29日（月曜日）**
午後7時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



(1) パソコンをご利用の方

議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

行使期限 **2021年 3月29日（月曜日）**
午後7時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

※ 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席される場合



株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、株主様の健康状態にかかわらず、開催日当日のご来場はご遠慮いただきたく存じますが、ご来場される場合には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2021年 3月30日（火曜日）**
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

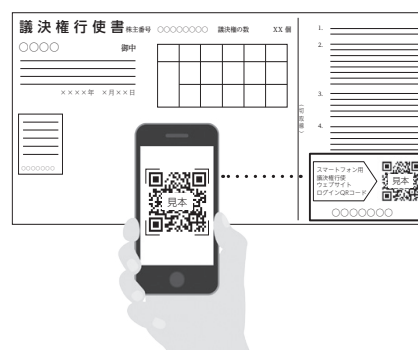
2021年3月29日（月曜日）
午後7時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

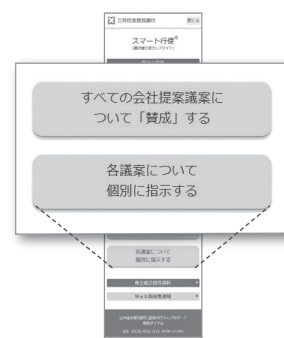


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



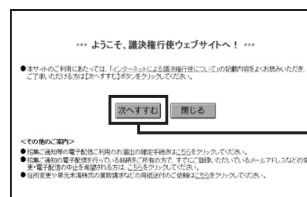
※議決権行使書はイメージです。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	い 庵 はら やす ぶみ 原 保 文 (1977年2月28日)	2001年4月 トランスワールドジャパン株式会社入社 2006年2月 ヤフー株式会社入社 2010年11月 シティバンク銀行株式会社入 行 2013年2月 当社設立 代表取締役社長 CEO就任（現任）	1,950,100株
2	さ の まさ ふみ 佐 野 将 史 (1983年11月27日)	2008年4月 ヤフー株式会社入社 2013年2月 当社設立 取締役CTO就任 （現任）	1,950,100株
3	くろ だ ま すみ 黒 田 真 澄 (1976年10月8日)	2000年4月 ジップザップ株式会社入社 2002年2月 シーダーリープ株式会社入社 2004年1月 ライブドア株式会社入社 2006年8月 ヤフー株式会社入社 2013年2月 当社設立 取締役就任（現任）	533,900株
4	つの だ こう いち 角 田 耕 一 (1985年11月29日)	2011年2月 クレディ・スイス証券株式会 社入社 2014年1月 株式会社マナボ（現：SATT AI ラボ株式会社）入社 2017年8月 当社入社 執行役員CFO就任 2018年4月 当社取締役CFO就任（現任）	—

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	おか じま えつ こ 岡 島 悦 子 (1966年5月16日)	1989年 4 月 三菱商事株式会社入社 2001年 1 月 マッキンゼー・アンド・カン パニー・インク入社 2002年 3 月 株式会社グロービス入社 2005年 7 月 株式会社グロービス・マネジ メント・バンク代表取締役社 長就任 2007年 6 月 株式会社プロノバ代表取締役 社長就任 (現任) 2014年 6 月 アステラス製薬株式会社社外 取締役就任 2014年 6 月 株式会社丸井グループ社外取 締役就任 (現任) 2015年11月 ランサーズ株式会社社外取締 役就任 (現任) 2015年12月 株式会社セプテーニ・ホール ディングス社外取締役就任 (現任) 2016年 3 月 株式会社リンクアンドモチベ ーション社外取締役就任 2018年 7 月 当社社外取締役就任 (現任) 2018年10月 株式会社FiNC Technologies社外取締役就 任 2018年12月 株式会社ユーグレナ非常勤取 締役CHRO就任 (現任) 2019年 2 月 株式会社マネーフォワード社 外取締役就任 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡島悦子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 庵原保文氏、佐野将史氏、黒田真澄氏及び角田耕一氏は現在当社の取締役であり、当社における担当は事業報告の「4. 会社役員の状況 (1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。
4. 庵原保文氏、佐野将史氏及び黒田真澄氏は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社ビジネスの発展に尽力してまいりました。かかる実績を踏まえ、引き続き各氏は当社のさらなる成長と企業価値向上を実現するために重要な存在であると判断したため、選任をお願いするものであります。

5. 角田耕一氏は、金融業界及び企業財務における豊富な知識と経験を有しております。同氏は、2017年8月に当社のCFOに就任して以降、当社の管理部門の責任者として内部統制強化等も推進してまいりました。かかる実績を踏まえ、引き続き同氏を当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与できる人材と判断したため、選任をお願いするものであります。
6. 岡島悦子氏は、株式会社プロノバの経営者として、会社経営についての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、他の企業において、社外取締役として、業務執行の監督についての豊富な経験も有しております。同氏は、2018年7月から当社の社外取締役として、経営陣とは独立した立場から、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督を行っており、当社のガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の社外取締役として、同氏の経験等を当社の経営の監督に活かしていただくことが期待できると判断したため、選任をお願いするものであります。
7. 岡島悦子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年9ヶ月となります。
8. 当社は、岡島悦子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、岡島悦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 取締役に対するストック・オプションに関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2020年3月27日開催の第7回定時株主総会において、確定額報酬として年額5億円以内とする旨の承認がなされており、また、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対し、かかる報酬枠とは別枠で、当社の企業価値向上や業績向上に対するインセンティブを付与することを目的として、ストック・オプションとしての新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を年額10億円以内とする旨の承認がなされております。かかる本新株予約権の具体的な内容に関して、2021年3月1日に施行された会社法の規定に基づき下記のとおり定めることについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役は1名）となります。

取締役に付与する本新株予約権の具体的な内容は、次のとおりであります。

（1）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する本新株予約権の数は3,164個を上限とする。

ただし、（2）に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて目的となる株式の数の調整が必要とすると当社が認めた場合、当社は合理的な範囲で目的である株式の数の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たりの払込金額は、本新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付される当社株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とする。行使価額は、本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、かかる金額が割当日の終値を下回る場合には、当該終値とする。

なお、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額 × 1 / 分割又は併合の比率

また、当社が、割当日後、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額 × { [既発行普通株式数 + (割当普通株式数 × 1株当たりの払込金額) / 1株当たりの時価] } / [既発行株式数 + 割当普通株式数] }

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合の調整後行使価額は、当社普通株式に係る株式分割（基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当てを除く。）が行われた場合は、その基準日の翌日以降、基準日が設定されない場合の当社普通株式の無償割当て又は株式併合が行われた場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合の調整後行使価額は、払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。さらに、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を行うことが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は割当日後10年を経過する日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りでない。
- ④ 上記のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 当社が新株予約権を取得することができる事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。ただし、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(9) 新株予約権のその他の内容

本新株予約権に関するその他の内容については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年 1 月 1 日から)
(2020年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「Mobile Tech for All～モバイルテクノロジーで世の中をもっと便利に、もっと楽しく～」という経営理念の下、アプリ開発技術がなくてもノーコード（プログラミング不要）でネイティブアプリ（*）を開発、運用できるクラウド型のアプリ運営プラットフォームの企画・開発・販売を行っております。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大や世界経済悪化の影響などにより極めて厳しい状況となりました。経済活動の再開に伴う消費の拡大から、足元の景気動向には持ち直しの動きがみられるものの、その回復は緩やかになることが見込まれています。

このような環境において、当社が商談を行う企業の中でも店舗事業の業績悪化や勤務形態のリモート化により、当社の顧客獲得プロセスの長期化や一部機能の解約など、当社事業への影響が一定程度発生いたしました。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い企業のビジネスのDX（デジタル・トランスフォーメーション）に対する意識は高まり、当社も当該分野での事業展開に注力している状況であります。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,390,870千円（前事業年度比38.9%増）、営業損失は590,038千円（前事業年度は営業損失788,597千円）、経常損失は627,907千円（前事業年度は経常損失798,928千円）、当期純損失は632,776千円（前事業年度は当期純損失789,757千円）となりました。

（*）ネイティブアプリとは、アプリケーションソフトウェアの略でスマートフォンやタブレットで動作するコンピュータ・プログラムをいいます。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は10,376千円であり、その主なものはP C等の購入によるものであります。また、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

2020年12月22日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により1,023,050千円（払込金額1株につき2,923円）の資金調達を行いました。また、新株予約権の権利行使により、750,000千円の資金調達を行いました。

以上より、総額1,773,050千円の資金調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2017年12月期)	第 6 期 (2018年12月期)	第 7 期 (2019年12月期)	第 8 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売 上 高 (千円)	599,059	1,021,809	1,721,107	2,390,870
経 常 損 失 (千円)	△63,718	△162,492	△798,928	△627,907
当 期 純 損 失 (千円)	△73,874	△205,671	△789,757	△632,776
1株当たり当期純損失 (円)	△9.89	△27.53	△105.72	△69.77
総 資 産 (千円)	721,964	482,566	1,922,432	2,862,250
純 資 産 (千円)	495,013	289,342	929,997	2,070,270
1株当たり純資産 (円)	△31.04	△58.57	△164.30	177.34

- (注) 1. 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 第5期、第6期及び第7期の1株当たり純資産については、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属するアプリ業界での国内外の競争が激化する中であって、安定した収益を確保し続けるために、対処すべき課題として以下の点に取り組んでいます。

① サービス、プロダクトの強化

当社は、Yappliシステムについて、技術開発が競争力の根幹であるという認識の下、システムの自動化・安定性・拡張性等の強化に取り組んでいます。そのためには、優秀な人材の確保と人材の継続的な育成、付加価値の高い企業との提携、M&Aの実施などに取り組み、サービスの強化に努めてまいりたいと考えております。

② 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は、事業拡大のため、開発投資や広告宣伝活動等に積極的に投資を進めており、当事業年度は営業損失を計上しております。

当社の収益の中心であるSaaSビジネスは、ユーザーに継続して利用されることで収益が積み上がるストック型の収益モデルになります。一方で、開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、短期的には赤字が先行することが一般的です。

当社では、事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積み上がることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下傾向にあり、営業損失率は改善しております。

今後も、Yappliシステム強化のための開発活動や、認知度向上のためのマーケティング活動への投資を通じて、中長期的な利益及びキャッシュ・フローの最大化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業区分	事業内容
アプリ運営プラットフォーム事業	Yappliシステムの企画・開発・販売

(6) 主要な事業所 (2020年12月31日現在)

本社	東京都港区
大阪支社	大阪府大阪市中央区
福岡支社	福岡県福岡市中央区

(7) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末 比 増 減	平均年齢	平均勤続年数
169 (3) 名	17名増 (一名増)	34.2歳	2.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、最近1年間の平均人員を() 内にて外数で記載しております。
2. 当社はアプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社日本政策金融公庫	268,750
株式会社りそな銀行	156,958

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

2020年12月22日をもって、当社は東京証券取引所マザーズ市場に株式上場いたしました。

2. 株式の状況 (2020年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 43,754,400株

(注) 2020年8月25日開催の臨時株主総会における決議により、2020年9月14日付株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は42,754,400株増加し、43,754,400株となっております。

(2) 発行済株式の総数 11,663,600株

- (注) 1. 2020年8月25日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月25日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、2020年8月25日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2020年9月4日付で第5回新株予約権の権利行使が行われたことから、C種優先株式1,250株を発行しております。また、2020年9月11日付で株主からの取得請求権行使があったことから、新たに発行されたC種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。なお、当社が取得したC種優先株式は、2020年9月11日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより発行済株式総数は1,250株増加し、37,712株となっております。
3. 2020年8月25日開催の取締役会決議により、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,275,888株増加し、11,313,600株となっております。
4. 2020年12月22日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により350,000株増加しております。

(3) 株主数 2,921名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
庵原保文	1,950,100	16.72
佐野将史	1,950,100	16.72
Eight Roads Ventures Japan II L.P.	840,000	7.20
黒田真澄	533,900	4.58
SSBTC CLIENT OMNIB US ACCOUNT	488,000	4.18
NOMURA PB NOMINEES LIMIED OMNIBUS MARGIN (CASHPB)	401,800	3.44
GIC PRIVATE LIMITED-C	330,000	2.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	317,200	2.72
Y J 1 号 投 資 事 業 組 合	314,600	2.70
株 式 会 社 S B I 証 券	262,500	2.30

(注) 自己株式は保有しておりません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 3 回新株予約権 (2)
発 行 決 議 日		2017年12月11日	2018年 4 月24日
新 株 予 約 権 の 数		225個	150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 67,500株 (新株予約権 1 個につき300株)	普通株式 45,000株 (新株予約権 1 個につき300株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 50,000円 (1 株当たり 167円)	新株予約権 1 個当たり 50,000円 (1 株当たり 167円)
権 利 行 使 期 間		2019年 7 月25日から 2027年 7 月24日まで	2019年 7 月25日から 2027年 7 月24日まで
行 使 の 条 件		(注)	(注)
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 225個 目的となる株式数 67,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 45,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

- (注) 1. 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、使用人、顧問又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではない。
2. 本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権の相続は認められない。ただし、当社取締役会の決定により承認を得た場合はこの限りではない。
3. 本新株予約権 1 個の分割行使はできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権 の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 C E O	庵 原 保 文	
取 締 役 C T O	佐 野 将 史	当社プロダクト開発本部長
取 締 役	黒 田 真 澄	当社クリエイティブ室長
取 締 役 C F O	角 田 耕 一	当社経営管理本部長
取 締 役	岡 島 悦 子	株式会社プロノバ代表取締役社長 株式会社丸井グループ社外取締役 ランサース株式会社社外取締役 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外 取締役 株式会社ユーグレナ非常勤取締役CHRO 株式会社マネーフォワード社外取締役
常 勤 監 査 役	清 水 敬 祐	清水敬祐公認会計士税理士事務所代表
監 査 役	石 川 大 祐	石川公認会計士事務所代表 株式会社アンドビー取締役 アルファアーキテクト株式会社社外監査役
監 査 役	岡 本 杏 莉	法律事務所Zelo 株式会社スペースマーケット社外監査役 株式会社カンム社外監査役 トリプル・ダブリュー・ジャパン株式会社取 締役 AnyMind Group株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役岡島悦子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役清水敬祐氏、監査役石川大祐氏及び岡本杏莉氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役清水敬祐氏及び監査役石川大祐氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役岡島悦子氏、常勤監査役清水敬祐氏、監査役石川大祐氏及び岡本杏莉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況
堀 新 一 郎	2020年9月14日	任期満了	社外取締役 VIP Plaza Pte. Ltd. Director Y J キャピタル株式会社代表 取締役 SBイノベーション株式会社取 締役 株式会社ietty社外取締役 EVG General Partner, LTD. Director 株式会社ホワイトプラス社外 取締役 株式会社Candee社外取締役 Zコーポレーション株式会社 代表取締役会長
今 野 穰	2020年9月14日	任期満了	社外取締役 akippa株式会社社外取締役 株式会社アグリメディア社外 取締役 READYFOR株式会社社外取締 役 スマートニュース株式会社社 外取締役 株式会社フラミンゴ社外取締 役 株式会社グロービス・キャピタ ル・パートナーズ代表パートナ ー 株式会社フライウィール社外 取締役 株式会社ナレッジワーク社外 取締役 株式会社アンドパッド社外取 締役

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 （ 名 ）	報 酬 等 の 額 （ 千 円 ）
取 締 役 （うち社外取締役）	5 (1)	59,400 (6,000)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (3)	10,200 (10,200)
合 計 （うち社外役員）	8 (4)	69,600 (16,200)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第7回定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第7回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員に関する他の法人等の重要な兼職状況については、「4. 会社役員の状況（1）取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）」に記載のとおりであります。

- ・取締役岡島悦子氏
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役清水敬祐氏
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石川大祐氏
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岡本杏莉氏
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 岡 島 悦 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 清 水 敬 祐	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会12回のうち12回、監査役連絡会4回のうち4回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 石 川 大 祐	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会12回のうち12回、監査役連絡会4回のうち4回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 岡 本 杏 莉	2020年3月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,300

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
 - (b) 取締役は、毎月の定例取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
 - (c) 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
 - (d) 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
 - (e) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
 - (f) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
 - (g) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
 - (h) 使用人に対し、必要な研修を定期的 to 実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- (b) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、経営管理本部がリスク管理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
 - (b) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
 - (b) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。
 - (c) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。
- ⑤ 業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、当社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。
 - (b) 当社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
 - (c) リスク管理に関する規程その他の体制を整備する。
 - (d) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、教育、研修等を実施し、当社のコンプライアンスの徹底に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
 - (b) 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

(c) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(a) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b) 取締役の報告義務

- i. 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- ii. 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・ 財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
 - ・ 業績及び業績見通しの内容
 - ・ 内部監査の内容及び結果
 - ・ 内部通報制度に基づく情報提供の状況
 - ・ 行政処分の内容
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(c) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- i. 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ii. 重大な法令又は定款違反の事実

⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前⑦ (b) (c) の報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役、会計監査人等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(b) 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

(c) 社外監査役の起用

監査役会には、法令に従い社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社の取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行の監督を行っております。当社は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができるよう努めております。

② 監査役の監査

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、原則月1回の定時監査役会を開始するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査に必要な情報の共有を図っております。なお、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、各部門へのヒアリング等により経営全般に対して幅広く監査を行っております。

また、内部監査担当者及び会計監査人と情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

③ 内部監査の実施

内部監査担当者は監査結果及び改善事項の報告を代表取締役に対して行い、各部門に改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行う体制を構築しております。

また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的に情報交換や意見交換を行う等、連携を密にし、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

④ コンプライアンス及びリスク管理

当社では、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が中心となり、経営に悪影響を与える事項又はその恐れのある事項の情報収集を行い、リスクの早期発見及び防止に努めております。また、必要時応じて、弁護士等の専門家から指導・助言を受ける体制を構築しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。しかしながら、株主の皆様に対する利益還元については経営の重要課題の一つと位置付けておりますので、将来的には、経営成績、財政状態、事業計画の達成状況等を勘案しながら、株主の皆様への利益配当を検討していく方針ではありますが、配当の実施の可能性及びその実現時期等については、未定であります。なお、内部留保資金については、長期的かつ安定した成長発展のための事業展開・設備投資・研究開発等に活用していく予定であります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としておりますが、中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,434,491	流動負債	569,043
現金及び預金	2,024,672	買掛金	16,999
受取手形	6,594	短期借入金	77,780
売掛金	293,763	1年内返済予定の長期借入金	124,992
仕掛品	14,030	未払金	220,413
前払費用	96,691	未払費用	26,445
その他	12,368	未払法人税等	28,710
貸倒引当金	△13,629	前受金	32,118
固定資産	427,758	預り金	41,584
有形固定資産	192,826	固定負債	222,936
建物	157,504	長期借入金	222,936
工具、器具及び備品	35,322	負債合計	791,979
無形固定資産	90,378	(純資産の部)	
のれん	89,036	株主資本	2,068,382
ソフトウェア	1,341	資本金	1,983,927
投資その他の資産	144,553	資本剰余金	1,983,927
差入保証金	144,553	資本準備金	1,983,927
		利益剰余金	△1,899,472
		その他利益剰余金	△1,899,472
		繰越利益剰余金	△1,899,472
		新株予約権	1,887
		純資産合計	2,070,270
資産合計	2,862,250	負債純資産合計	2,862,250

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 1 月 1 日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,390,870
売 上 原 価	1,018,382
売 上 総 利 益	1,372,488
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,962,526
営 業 損 失	△590,038
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	43
そ の 他	270
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	6,148
株 式 交 付 費	7,402
上 場 関 連 費 用	24,632
経 常 損 失	△627,907
税 引 前 当 期 純 損 失	△627,907
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,869
当 期 純 損 失	△632,776

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から)
(2020年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
				繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,097,402	1,097,402	1,097,402	△1,266,695	△1,266,695	928,109
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	511,525	511,525	511,525			1,023,050
新株予約権の行使	375,000	375,000	375,000			750,000
当 期 純 損 失				△632,776	△632,776	△632,776
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)						
当期変動額合計	886,525	886,525	886,525	△632,776	△632,776	1,140,273
当 期 末 残 高	1,983,927	1,983,927	1,983,927	△1,899,472	△1,899,472	2,068,382

	新 株 予 約 権	純資産合計
当 期 首 残 高	1,887	929,997
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		1,023,050
新株予約権の行使		750,000
当 期 純 損 失		△632,776
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)		
当期変動額合計	－	1,140,273
当 期 末 残 高	1,887	2,070,270

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

・建物

定額法を採用しております。

・工具、器具及び備品

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～18年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

のれん 5年

ソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社においては、新型コロナウイルス感染症拡大による重要な影響は生じておらず、当事業年度における会計上の見積りに重要な影響を与えるものではありませんでした。また、2021年12月期につきましても、その状況に大幅な変化はないとの仮定に基づき、会計上の見積りを適切に行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 49,081千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 11,663,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 477,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等金融機関からの借入、第三者割当増資等によって調達しております。また、資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、そのほとんどが1カ月以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	2,024,672	2,024,672	—
(2) 受 取 手 形	6,594	6,594	—
(3) 売 掛 金	293,763	293,763	—
(4) 差 入 保 証 金	144,553	133,589	△10,963
資 産 計	2,469,584	2,458,620	△10,963
(1) 買 掛 金	16,999	16,999	—
(2) 短 期 借 入 金	77,780	77,780	—
(3) 未 払 金	220,413	220,413	—
(4) 未 払 費 用	26,445	26,445	—
(5) 未 払 法 人 税 等	28,710	28,710	—
(6) 預 り 金	41,584	41,584	—
(7) 長 期 借 入 金 (*)	347,928	347,267	△660
負 債 計	759,861	759,201	△660

(*) 1年内返済予定の金額を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,024,672	—	—	—
受取手形	6,594	—	—	—
売掛金	293,763	—	—	—
差入保証金	—	—	—	144,553
合計	2,325,030	—	—	144,553

3. 借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	77,780	—	—	—
長期借入金	124,992	222,936	—	—
合計	202,772	222,936	—	—

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	7,309
未払事業所税	1,227
貸倒引当金	4,173
減価償却費	6,553
一括償却資産	6,451
未払賞与	4,871
税務上の繰越欠損金（注）	543,053
その他	481
繰延税金資産合計	574,121
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△543,053
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△31,068
評価性引当額小計	△574,121
繰延税金資産合計	—

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金	—	5,469	1,762	4,653	44,070	487,096	543,053
評価性引当額	—	△5,469	△1,762	△4,653	44,070	△487,096	△543,053
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 177円34銭

(2) 1株当たりの当期純損失 △69円77銭

（注）当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割しております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

第三者割当増資による新株発行

当社は、2020年11月13日及び2020年12月2日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が当社株主である庵原保文、佐野将史及び黒田真澄より借入れた当社普通株式の返還を目的として、同社を割当先とする第三者割当増資による新株発行を決議しておりましたが、2021年1月20日に払込が完了いたしました。

1. 募集株式の発行概要

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式 351,000株
(2) 払込金額	1株につき 金2,516円
(3) 払込金額の総額	883,116,000円
(4) 割当価格	1株につき 金2,923円
(5) 割当価格の総額	1,025,973,000円
(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	
増加する資本金	1株につき 金1,461.50円
増加する資本準備金	1株につき 金1,461.50円
(7) 割当先及び割当株式数	みずほ証券株式会社 351,000株
(8) 申込期日	2021年1月19日（火曜日）
(9) 払込期日	2021年1月20日（水曜日）
(10) 申込株数単位	100株

※ 上記のうち払込金額並びにその総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額とその総額であり、割当価格並びにその総額は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しの引受価額と同額の価格とこれに基づく総額であります。

2. 本第三者割当増資による発行済株式総数及び資本金の推移

期末日時点の発行済株式総数	11,663,600株
(期末日時点の資本金	1,983,927,500円)
増資による増加株式数	351,000株
(増加資本金	512,986,500円)
増資後の発行済株式総数	12,014,600株
(増資後の資本金	2,496,914,000円)

3. 手取金の使途

今回の第三者割当増資による手取概算額1,025,973千円については、公募による募集株式発行による手取概算額1,003,050千円と合わせた2,029,023千円について、2020年12月11日に公表した「有価証券届出書の訂正届出書」に記載のとおり、

新規顧客獲得のために要する広告宣伝費として1,557,600千円、アプリ運営プラットフォームのサービス拡充及び技術開発のための人件費として471,423千円を充当する予定であります。

なお、上記調達資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

株式会社ヤプリ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 轟	芳 英 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 植 草	寛 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤプリの2020年1月1日から2020年12月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

株式会社ヤプリ 監査役会

常勤社外監査役	清	水	敬	祐	㊟
社外監査役	石	川	大	祐	㊟
社外監査役	岡	本	杏	莉	㊟

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファ
レンスセンターROOM A・B
TEL 03-5545-1722



交通 六本木一丁目駅
六本木駅

西改札より
5番出口より

直結
徒歩約6分

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。